

均田制の成立(下)

堀 敏 一

三 均田制・三長制の施行と豪族社會

(一) 均田制・三長制と豪族勢力

均田制は太和九年(489)十月丁未の詔によって發布された。

朕承乾在位十有五年、每覽先王之典、經綸百氏、儲畜既積、黎元永安、爰暨季葉、斯道陵替、富強者并兼山澤、貧弱者望絕一塵、致令地有遺利、民無餘財、或爭畝畔以亡身、或因饑饉以棄業、而欲天下太平、百姓豐足、安可得哉、今遣使者、循行州郡、與牧守、均給天下之田、還受以生死爲斷、勸課農桑、興富民之本(魏書

七高祖紀)

この詔はあきらかに全文でないが、均田制の原因として、主として富強者の山澤獨占と貧弱者の轉落をあげている。

古來均田制施行の動機をなしたと傳えられる李安世の上疏をのせるに際して、魏書^五李安世傳も、「時に民困しみ飢えて流散し、豪右多く占奪するものあり」と説明をくわえている。⁽¹⁾均田制は土地があまっている情勢のもとでおこなわれたので、豪族の兼併をおさえるためではないという説もあるが、⁽²⁾「地に遺利あり」という言葉は、前にも説明したが、國家的な政策の立場からいわれているのであって、かならずしも無主の土地がいくらでもあまっているというのみではない。均田制は國初の計口受田制とちがって、上にのべてきたように、一般州郡民を對象とする段階であらわれてきたのであるが、地方の實權をにぎっている

のは豪族勢力であつて、以下にもべるように、豪族と一般人民とはきりはなされた存在ではないのである。それゆゑ均田制が豪族勢力に對處しなければならなかつたのは當然であるといえよう。

右の均田制施行の詔には、使者を州郡に派遣して牧守とともに給田をおこなうという、一應具體的な實施の方法が記されている。しかし均田制が實効あるものとなるためには、それより四カ月後の太和十年二月甲戌に施行された三長制をまたなければならなかつたとおもわれる。というのは、均田制は右のように一般農民を對象とするのであるから、まず一般農民を把握するための措置が講じられなければならない。三長制によって五家が隣、五隣が里、五里が黨に組織されて、それぞれの長によって戸籍がつくられて農民家族と土地が把握されて、はじめて土地の還受と租調の徵集が可能となつたのである。均田制が發布されたのは太和九年十月であつたが、この戸籍や租調の制度は、四カ月後の三長制とともに施行されている。⁽³⁾ 三長制は給事中李沖の一言によって實施されたのであるが、魏書 三 李沖傳はそのことを説明して、

舊無三長、惟立宗主督護、所以民多隱冒、五十・三十家、方爲一戸、沖以、三正治民、所由來遠、於是創三長之制而上之、

といひ、魏書 〇 一 食貨志は同様のことを、

魏初不立三長、故民多蔭附、蔭附者皆無官役、豪彊徵斂、倍於公賦、

と説明したのちに、李沖による三長制の創設に及んでいる。⁽⁴⁾ これによると、三長制以前には政府の稅役をのがれて豪族の私的保護下に入るものが多かつたとされており、三長制の對決するものがこのような豪族體制であつたことをしめしている。これに關連して、從來は宗主を立てて人民の督護に任じていたこと、實際は五十・三十の家々が一戸を形成する状態であつたこと、豪族らが公賦に倍する收奪をおこなつていたこと等が記されているが、これらが斷片ながら、當時の豪族體制を知る手がかりになるとおもわれるので、以下にこれらの點をたちいって考察してみたい。⁽⁵⁾

(二) 豪族社會の考察、その共同體的側面と地主制的側面

まず「宗主を立てて督護す」⁽⁶⁾の宗主とはどのようないみ

であるうか。これは北史三李靈傳に、

悅祖弟顯甫、豪俠知名、集諸李數千家於殷州西山、開
李魚川、方五六十里、居之、顯甫爲其宗主、

とあるのによれば、李顯甫は諸李數千家の宗主になったのであるから、宗主とは宗族の統率者をさすのであろう。通典三所引關東風俗傳に、當時の中原の諸豪族をさして、

「諸の此の如き輩、一宗萬室ならんとするに近く、煙火連接、屋を比べて居る」とあるように、當時の豪族では宗族の聚居がおこなわれていたのである。宗主と同じようないみで、宗首・宗正等の語も用いられているようである。⁽¹⁾

右の李魚川の諸李數千家と宗主との關係が具體的にどのようなものであったかは、李顯甫の子元忠の場合にうかがわれる。北史三李元忠傳に、

(一) 家素富、在鄉多有出貸求利、元忠焚契免責、鄉人甚敬之……(二) 及葛榮起、元忠率宗黨、作壘以自

保、坐於大櫛樹下、前後斬違命者、凡三百人、賊至、元忠輒却之、

とある。ここに郷人とあるのは、宗族の下もしくは周辺に存在する同郷の人々をさし、當時の豪族勢力はしばしば宗

族・郷人、宗族・郷黨等の語でしめされるのである。(一)

は李家と郷人らとのあいだが債務關係で結ばれていたが、元忠はその契約書を焚いて債權を破棄した話であり、(二)は北魏末の亂時に、元忠が宗族・郷黨をひきいて自營園をつくった話である。(一)と同様な話が一族の李士謙についてもある。隋書七李士謙傳に、

其後出粟數千石、以貸郷人、值年穀不登、債家無以償、皆來致謝、士謙曰、吾家餘粟、本圖振贍、豈求利哉、於是悉召債家、爲設酒食、對之燔契、曰債了矣、幸勿爲念也……佗年又大飢、多有死者、士謙罄竭家資、爲之糜粥、賴以全活者將萬計、收埋骸骨、所見無遺、至春又出粮種、分給貧乏、

とある。この場合は凶年に債權を破棄したばかりでなく、資産をつくして郷人の救済にあたり、翌春には種子・食糧を貧人に分けあたえたという。

このような話が單なる美談としてすぐされないのは、そこに豪族社會の傳統的な特色の一端がうかがわれるようにおもえるからである。さかのぼって漢代の豪族樊氏の例と比較してみよう。樊氏は南陽の著姓で、三世同居の大家族

を營み、「世々農稼を善くし、貨殖を好」んだといわれる。多數の奴隸と田土をもち、養魚・牧畜をもちかねて、多角的でかつ自給自足的な經營を大規模におこなっていた。周邊の農民たちとのあいだには債務關係をとりむすんでいたが、前漢の末の樊重は死に際して契約書を焚いて債權を破棄したという。彼は村落の灌漑施設をつくり、三老として官僚制の末端につらなり、その子の樊宏は王莽の亂時、「宗家親屬と、營壘を作りて守り、老弱これに歸する者千餘家」であつたという（後漢書 二 樊宏傳）。これは豪族社會の一層詳細な見とり圖であり、さまざまの問題をひきだすことができるのであるが、ここではまず村落の生産や自治・自衛の面で、豪族の役割が非常に大きなものであつたろうということを指摘したい。豪族と郷人とのあいだに存在した債務關係についても、單なる高利貸的收奪の面のみをみるのは正しくなく、そこには郷人の轉落を保護し、生活を救済しようとする配慮がみられる點も注意しなければならぬ。さきの李士謙のことをその妻が、「參軍平生施を好む」と表現したのは、生産の面でもつ豪族のかかる機能から生まれた精神的態度であつたといふべきであらう。

豪族のもつ地域防衛の役割は、漢帝國崩壞後の混亂、とりわけ永嘉の亂時に擴大したので、それに關連する史料が多い。そのなかでこの時期の自衛集團の構造をもつともよくしめすものをつぎにあげよう。まず後漢末右北平の田疇の集團について、魏志 一 田疇傳に、

(一) 疇得北歸、率舉宗族他附、從數百人……遂入徐無山中、營深險平敞地而居、躬耕以養父母、百姓歸之、數年間、至五千餘家、(二) 疇謂其父老曰、諸君不以疇不肖、遠來相就、衆成都邑、而莫相統一、恐非久安之道、願推擇其賢長者、以爲之主、皆曰善、同僉推疇……(三) 疇乃爲約束、相殺傷犯盜諍訟之法、法重者至死、其次抵罪、二十餘條、又制爲婚姻嫁娶之禮、與舉學校講授之業、班行其衆、衆皆便之、とあり、つぎに西晉末陽翟の庾袞の集團について、晉書 八 庾袞傳に、

(一) 袞乃率其同族及庶姓、保于禹山……(二) 袞曰……古人有言、千人聚而不以一人爲主、不散則亂矣、將若之何、衆曰善、今日之主、非君而誰……(三) 乃誓之曰、無恃險、無怙亂、無暴鄰、無抽屋、無樵採人

所植、無謀非德、無犯非義、戮力一心、同恤危難、衆咸從之、於是峻險隨、杜踐徑、修壁塙、樹藩障……

(一)使邑推其長、里推其賢、而身率之、

とある。これらは山險に防壁を築いて自衛する集團で、その長はしばしば塙主とよばれ、あるいは一般に村とよばれるあたらしい集落を形成する場合が多いものと考えられる。⁶⁰⁾ (一)その集團の内核は「宗族・他附」「同族及び庶姓」をひきいた傳統的豪族であり、たとい他郷から歸付した民衆も多いとしても、それらは父老にひきいられた舊來の郷里における關係をもちこんでいるとおもわれる。

(二)注目すべきは、これら集團の長が父老の推戴をうけるという形式をとって成立しており、(一)さらにその父老らも、庾袞傳によれば、邑里の推戴をえているとおもわれることである。(三)このようにして成立した長が、約束あるいは誓を制定することによって、はじめて集團の強固な秩序が形成されているのである。ここに豪族的秩序のもつ共同體的側面が反映していることは、すでに増淵龍夫氏が指摘している。⁶¹⁾

この時期の自衛集團が豪族を中心として成立し、しかも

その長が衆によって擁立されたことをしめす史料はほかに多いのであるが、たとえば高平の郗鑾は平生「州中の士」に恩義をあたえたので、永嘉の亂時かれらの財政的援助をえたが、それを「宗族及び郷曲」に施したので、人々はかれを推して主とし、千餘家をあげて魯の嶧山にこもったという(晉書^{七六}同傳)。また范陽の祖逖は穀帛を散じて貧人を救ったので、「郷黨・宗族」はこれを重んじ、永嘉の亂に數百家とともに淮南に避難したとき、人々はかれを推して「行主」としたという(晉書^{二六}同傳)北魏のとき博陵の崔挺は四季に「郷人父老」に書をおくって慰問していたので、「州閭」これに親附し、魏末の亂がおこるとその子の孝演は、宗屬をひきいて郡城を守ったという(魏書^{七五}崔挺傳)。これらはあきらかに宗族・郷黨(郷曲・郷人)にたいするさきにもべたような平時の配慮が、戦時の擁立につながっていることをしめすものである。さきの宗主は字義からいえば宗族の主長をさすのであるが、その宗主にひきいられた宗族のもとには、父老をいただいた郷黨が多數存在したのであり、これら宗族・郷黨の維持のために、平時・戦時を問わず豪族のはたした役割は大きいのである。

以上は豪族勢力の共同體的側面を指摘したのであるが、三長制以前の豪族勢力については、他面「豪彊徵斂、公賦に倍す」といふことがいわれている。これは豪族勢力のもつ地主制的側面をしめした言葉であろう。上にのべた共同體（具體的には宗族・郷黨）は、一應個別經營をもつ農民の集團であるが、それはたとえば古典古代におけるような純粹に平等な共同體ではなく、豪族の主導的な役割が大きいことはすでに指摘した。この豪族や父老らが大地所有者であり、家内奴隸の所有とならんで、多數の小農民を隷屬させ、五・六割の田租を徴集していたことは周知のとおりである。ただ宗主制にあらわれた豪族勢力は、こうした大地所有者と隷屬農民との關係をこえて、周邊の一般農民に及んだのであって、この點にかんじていえば、豪族の土地所有が農耕地にかぎらず、山澤の占有に及んだとおもわれる點を注意すべきであろう。さきの均田制發布の詔に、「富強なる者山澤を并兼す」とあるのがそれである。新開地の多い南朝の場合には、こうした山澤占有が一層いちじらしい形であらわれている。もっともこの點については、山澤占有にたいする國家的干涉にも注意すべきであつて、

南朝では官品に應じた占有の制限がおこなわれ（宋書 四羊玄保傳）、北魏でもしばしば「山澤の禁」がおこなわれたもようである（魏書 六、顯祖紀皇興四年、同上 七、高祖紀太和六年條等）。こうした施策は專制國家の一つの基盤である「公田」を集積するのに役立つたかとおもわれるが、しかもこのよ
うな公田もまたしばしば豪族に占有される場合が多かつたのである（梁書 三武帝紀大同七年條）。一般に共同體の特徴をなすとおもわれる共有地の存在が中國では明確でないといわれるが、それはすくなくともこの時代、以上のような豪族的大土地所有や公田の存在によって説明されるであらう。

ともかく豪族勢力の共同體的側面と地主制的側面とは、右のような形でくみあわされているのであるが、しかし他方豪族の大土地所有制の發展は、小農民を没落させ、共同體を破壊する役割をもはたすのであつて、したがつて豪族勢力の兩側面のあいだには矛盾があり、豪族と小農民とのあいだには階級的對立があるとおもわれる。このような矛盾はいうまでもなく漢代より顯在化しているが、漢末以降の動亂のなかでは多數の流民を發生し、それらが豪族勢力

のなかに包攝されたし、永嘉の亂などでは豪族自身が大規模な移動をおこなったのであるから、豪族勢力の傳統的體制の動搖もいちじるしくなったとおもわれる。さきに宗主制の例としてあげた李魚川の李元忠の宗人愍は、「姦俠を招致して以て徒侶と爲」したとか、元忠の族叔景遺は、「亡命を結聚して共に劫盜を爲し、郷里つねにこれを患」ったとかいわれ(北齊書^二李元忠傳)、元忠が、宗黨をひきいて自衛團をつくったとき、命令にしたがわなかったもの三百人を斬ったと伝えられるのも(前掲北史同傳)、そのような情勢をしめすものとおもわれる。

以上のような豪族を頂點とする郷黨の秩序が、秦漢時代に、國家の側から發するいわゆる爵制的秩序によって正されなければならなかったという指摘は重要である。⁶⁴しかしその場合、豪族の形成する一定度の自律的秩序の存在は、やはり前提としなければならなかったであろう。漢帝國の崩壞による國家権力の後退後、宗主制的な自衛團の廣汎な結成がみられるのは、このような豪族の自律的秩序の展開と考えなければならぬし、北魏の場合、「宗主を立てて督護す」といわれるのは、末端の人民支配がかかる宗主制的

秩序にゆだねられていたことを物語るものである。⁶⁵と同時に、前述のような豪族と小農民との對立、それにとまなう小農民の没落は、國家と豪族とのあいだの支配者間の對立をも、この段階で一層激化することになったとおもわれる。没落する小農民が國家の直接支配とその稅役をまぬがれて、豪族の支配下に入る現象は、國家の側から「蔭附」と稱せられる。食貨志に「魏初三長を立てず、故に民多く蔭附す、蔭附する者皆官役無し」とあるのがそれである。しかも豪族の支配下に入った民にたいしては、先述のように公賦に倍する徵効がおこなわれているのであって、ここに農奴制を基礎として、分權的な封建領主として豪族が自立していく方向が一應みられると考えられる。

しかし他方李冲傳の方には、小農民の隸屬形態を、「五十・三十家、方に一戸を爲す」と記しており、これと同様な形態は、ほぼ同時期の、後燕滅亡後建國した南燕の治下においても、「或いは百室戸を合し、或いは千丁籍を共にす」(晉書^{七一}慕容德載記)と伝えられている。これは現實には多數の家が隸屬しながら、戸籍のうえでは一戸の形をとっているということであり、豪族の保護のもとにはし

った農民らは、豪族の家父長制的な家族制のなかに包攝され、戸主である豪族をおして國家の支配下に編付されたことをしめすものである。從來このような形態がとられたのは、當時の税制が戸を單位とする戸調制であつたと關係があるとされているように、これらの戸は國家の戸調を負擔する存在であつたのである。おそらくはこのような小農民の家々を内包した擬制的な大家族制の周邊には、さきにものべたように、一應自立的な農民がなお多數存在しており、これらが全體として宗主の統率をうけ、國家支配の末端につらなつていたとおもわれる。もっとも個々の豪族が國家に對立するか結びつくかは、さまざまな條件によって左右されるとおもわれ、當時の豪族のなかには、均田制施行後においても、北魏王朝の支配をうけつけないものがなかつたわけではない。しかし「宗主を立てて督護す」の語のとおり、宗主勢力が王朝の地方政治を擔當しており、それにもなつて上記のような小農民支配の形態が一般的なものと考えられてよいとおもう。

(三) 均田制・三長制の實現

均田制と三長制のいぎは、以上のような情況にたいして小農民を國家の直接支配下に確保しようとするものであり、均田制はそのために小土地保有農民を、三長制は小農民の共同體を、いずれも國家の手によって再建しようとする政策であつたと考えられる。三長制が李沖によって提案されたとき、中書令鄭羲・祕書令高祐・太尉元不著作郎傅思益等の反對があつたが、文明太后の斷によって實施されることになつたといわれる。そのときの太后の言に、「群議乖異ありと雖ども、然れども惟だ變法を以て難しと爲す」(李沖傳)とあるように、反對論に共通する點は變法の困難をいつて現状の維持をはかろうとするものであり、食貨志が「初め百姓みな常に循うに若かずと爲す、豪富并兼する者尤も願わざるなり」と記しているように、豪族層の利害を反映するものであつたといえる。そのような抵抗にもかかわらずこれが實行したのは、もちろん國初以來北魏の國家權力がしだいに強化されてきたからではあるが、それとともに、上述のごとく傳統的な農民の共同體の首長であり、反面小農民層との對立を内包しているといふ、當時の豪族勢力の複雑な情況があつたことを注意しな

いわけにいかない。

三長制が實施されたことをしめす記録は、北史〇八 閭毗傳に、

太和中初立三長、以莊爲定戶籍大使、

とあり、魏書^四 堯暄傳に、

太和中遷南部尚書、于時始立三長、暄爲東道十三州

使、更比戶籍、

とあり、魏書^六 張彝傳に、

初彝曾祖幸所招引河東民爲州、裁千餘家、後相依合、

至於罷入冀州、積三十年、析別有數萬戶、故高祖比校

天下民戶、最爲大州、

とあるように相當ある。三長制の實施のため地方に使節を派遣したことが知られるが、本紀に「初めて黨・里・鄰三長を立て、民の戶籍を定む」とあり、李沖傳の太尉元丕の言にも、三長制を論じて「校比民戶」といつているように、この制度の實施は國家が掌握した土地と人戶を戶籍に登錄することにはかならず、それゆえ「定戶籍大使」「更比戶籍」「比校天下民戶」等の語が使われているのである。これによって從來の戶調にかわって、夫婦(牀)を單

位とする租調が課せられるようになったが、このように從來豪族の大家族制(戶)に内包されていた夫婦中心の小家族(家)を直接掌握しようとしたところに、三長制のねらいがあったのである。

三長制はこれら小家族の家々をつみかさねて、「五家に一隣長を立て、五隣に一里長を立て、五里に一黨長を立」(食貨志)てるものであるが、このような組織は從來豪族勢力を中心としてつくられた自然村たる「村」とは一應別個に、國家によってあらためて他律的に編成されたものと考えてよいであろう。北史^三 高祐傳には、西兗州刺史であつたかれが管内に學校を設けたことを記して、

乃縣立講學、黨立教學、村立小學、

とあるが、もしこの記事が正しいとすれば、人民の集落は黨と村との二本立てになつていたことをしめすのである。

唐代でも里と村とが一應別個な組織をなしていたことが參照されよう。魏書^中 任城王澄傳に、尚書令任城王澄が「利國濟民所宜振舉者十條」を上奏したなかに、

九曰、三長禁姦、不得隔越相領、戶不滿者、隨近并

合、

とあるのも、三長制の人爲的・強制的組織をおもわせる。もちろん黨・里・隣と村とは別個の組織でありながら、重なりあつていたことは當然で、三長には「郷人の疆謹なる者を取」り、「孤獨・癯老・篤疾・貧窮の自ら存する能わざる者は、三長の内にてかわるがわるこれを養ない食せしむ」（食貨志）と規定されているのは、民間の共同體機能が生かされていることをおもわせる。ただしこの文ものちの通典五食貨賦税の項では、「孤獨・病老・篤貧の自ら存する能わざる者も亦一人役に従わざらしむ」となっており、唐代では周知のとおりこの種の人々への給田がなされているのであつて、なるべくは國家が直接に個々の農民の維持をはかろうとするところに、政策の本旨があつたとすべきであらう。

均田制が三長制の實施と相まつてはじめて効果のあつたことは本章の冒頭でものべたのであるが、それにしても三長制にくらべて均田制、なかんづく田土の還受が實施されたことをしめす史料はすくないのである。周知のとおり戦後大谷文書の研究によつて、唐代のトルファンで還受のおこなわれたことが判明したが、最近池田溫氏は、西魏の大

統十三年(554)のものと思される敦煌の計帳様文書(イン漢文文書六一三號)の分析から、この地方では一たん舊來の土地所有關係を清算したのち、計畫的地割を遂行したうえで土地の分給がおこなわれたことを推定した。東魏のはじめにも、北齊書^{八一}高隆之傳に、

時初給民田、貴勢皆占良美、貧弱咸受瘠薄、隆之啓高祖、悉更反易、乃得均平、

という記録があり、給田がおこなわれたことをうかがわせるし、北魏では、魏書^{一四}源思禮傳に、

諸鎮水田、請依地令、分給細民、先貧後富、

とあつて、北鎮では令制による土地の分給がなされたことが明瞭である。したがつて田令の規定はけつして空文ではなかつたのであるが、右の限られた史料から還受が全面的に實施されたとみるわけにはいかないであらう。

この點にかんしては、均田制が所有權の未發達な社會に生まれたわけではなく、中國における土地所有制のながい前史をもち、土地の不均衡がはなはだしくなつた五世紀の時點で、それへの對策としてあらわれてきたものであることを考慮する必要がある。例の李安世の上疏は、「疆宗

豪族」と一般農民とのあいだに争われている土地の歸屬の問題をとりあげ、それについて、「争う所の田、宜しく年を限りて斷じ、事久しく明らかにし難きものは、悉く今の主に屬せしむべし」(魏書^{三五} 同傳)として、「今の主」すなわち現在の占有者に有利な解決をおこなっている。この上疏が均田制施行直前のものであるか、三長制施行後のものであるかはともかくとして、いずれにせよこの兩制度は舊來の民田とその所有者を對象としておこなわれるものであり、そのためには土地の歸屬を決定して登録することがまず必要なのであって、その際李安世は現在の占有者に有利な決定がおこなわれるよう意圖しているのである。さきの敦煌で推定されたような舊土地所有關係の清算は、むしろ一般的ではなかったであろう。

ところでこのようにして登録した土地のうゑに均田法規が適用され、それによつてはじめて舊來の民有地のうゑに國家の強力な支配が及ぶと考えられるのであるが、その場合初期のものといわれる均田法規のなかに、

諸桑田不在還受之限、但通入倍田分、於分離盈、不得以充露田之數、不足者、以露田充倍、

とあつて、この桑田の規定によつて舊來からの所有地を世襲できたと考えることが可能である。しかしその場合にも、

諸桑田皆爲世業、身終不還、恒從見口、有盈者無受無還、不足者受種如法、盈者得賣其盈、不足者得買所不足、不得賣其分、亦不得買過所足、

という規定があつて、桑田の額は「恒に見口に從う」ものであり、この規準内においてのみ賣買が許されるのであるから、一たん桑田の規定が適用されたら、土地所有の不均衡の調節こそされ、不均衡が擴大することは不可能であつたとおもわれる。そのうゑ桑田を「露田の數に充つるを得ず」というのは、桑田と露田とを峻別し、すくなくとも露田のうち（男夫四十畝）だけは國家が還受することを前提としてこの規定がつくられていることをしめすのであつて、あくまで國家が還受を中心として強力な土地規制をおこなうことが、この法規の眼目をなしていたと考えられる。

しかしこのような規定が一樣におこなわれるためには、よほど土地に餘裕がなければならず、現實にはそのような

ことは不可能であったと考えられるから、實際の施行にあたっては、その地域や時期の條件にしたがって修正されなければならぬ。その點にかんしてつぎのような規定がある。

諸地狹之處、有進丁受田、而不樂遷者、則以其家桑田爲正田分、又不足、不給倍田、又不足、家内人別減分、無桑之鄉、準此爲法、

すなわち國家から授田されなければならないものがでた場合、實際には授田されないで、その家の桑田を露田の正田分にあててしまい、さらに倍田分は顧慮せず、家内の各人の割當額さえへらしてもかまわないというのである。これはいへん融通のきいた規定で、北魏では唐のような狹郷の語も狹郷の規定も存しないのであるが、それだけに場合々々で適當な規程をきめることが法の上でもできたのである。場合によっては還受のおこなわれないこともありえたとおもわれる。しかしその場合にも均田制はけつして無意義になつてしまふわけではなく、國家は土地と勞働力を戸籍につけてこれを掌握し、すくなくともその移動に嚴重な制限をくわえて階層分化の進行を阻止し、租調・雜役を徴

集しえたのである。

均田制と三長制が舊來の豪族勢力に打撃をあたえた側面のあることはたしかであるけれども、豪族勢力はそれによつて没落したわけではない。均田制と三長制が上述のように國家による小農民とその共同體の再建であるとすれば、舊來の共同體を支配していた豪族勢力は、均田制・三長制を基礎とする官僚體制のなかで、支配階級としての地位を保ちつづけるのである。均田制の施行がいわゆる社會革命でないことはあきらかである。三長制の三長はさきにも述べたように「郷人の疆謹なる者を取る」ことになつていたが、北魏末の記事に「今の三長は皆是れ豪門多丁をこれと爲す」(魏書 八 常景傳)といわれており、その上位の州郡縣の政治が豪族に握られていたことも北朝を通じてかわらない。北朝の均田制のもとでは周知のとおり、奴婢への給田をとおして大土地所有が認められていた。すべての農民が良民として國家の直接支配下におかれなければならない均田制の原則のもとで、奴婢のみは地主への隷屬を認められたのであり、この時代奴隸制を發展させる現實的條件も存在したであろうことは別稿で指摘した。さらに均田法規

のなかには未墾地を民に貸して開墾させたり永代私有を許す規定があつて、これが豪族の山澤獨占に利用され、隋唐において奴婢給田にかわつて官人永業田を發達させる原因となつたことも別稿で推測した。ただこのような大土地所有制は、この段階ではあくまで均田的小農民を基礎とし専制君主を頂點とする官僚制支配に寄生するものであつて、とくに官人永業田においては官僚制的な階層秩序（いわゆる品級地主制）の貫徹がみられるのであり、これに應じて豪族の中央貴族化、宗族結合の解體もすすむのであるが、しかし豪族の貴族勢力の全體的な没落は、結局均田制の崩壊後をまたなければならぬのである。

註

(1) 魏書李安世傳は周知のとおり、李安世の上疏のあとに「後均田之制起於此矣」とつけくわえているが、上疏のなかに「三長既立」（但し冊府元龜では「子孫既立」となっている）の語があるため、均田制と三長制の前後關係と年次をめぐつて多くの議論をひきおこした。これらの所論はいまでは松本善海「北魏における均田・三長兩制の制定をめぐる諸問題」（前掲）によつて批判しつくされた概がある。ただ戦前の議論が李安世の上疏と均田制發布との關係を前提として論を立てていたのに対し、西村元佑「北魏均田攷」（前掲）は、李安世上疏を均田制か

らひきはなして、均田・三長兩制施行後のものとし、松本氏は上疏の文を二つの部分にわけて、一半を均田制發布に關係づけ、一半を西村氏のごとく兩制施行後のものと推論している。この兩説は注目すべき見解であるが、上疏は(一)古の井田法の趣旨をのべた部分、(二)現狀をのべた部分、(三)對策をのべた部分から成り、一應形式が整つていて、これを二分して(一)をいきなり(三)の冒頭に結びつけると、あまり抽象的な議論になりすぎるようにおもわれる。また「三長既立」の語をふくむ(二)部分の内容は、均田制施行の詔の「或爭畝畔以亡身」の語にびつたりであり、(三)の「宜更均量」も均田制發布後の提案としては不自然である。したがつて西村・松本兩氏の説にも疑問を呈する餘地がありそうであるが、それはともかく、李安世傳の説明をここで引用することは差支えないであらう。

(2) 清水泰次「北魏均田考」（東洋學報二〇ノ二、一九三二）は最もこの點を強調している。氏は「富強者并兼山澤」という語と、「致令地有遺利」という語は相容れないというが、後者は國家の立場からみて土地が一般農民の利用にまかされていないというだけであつて、その原因が無主の地にあるが併兼にあらうがかまわないであらうし、後者が古典的なまきまり文句であることも注意すべきであらう。

(3) 戸籍については、魏書^七高祖紀に三長を立てるとともに「定民戶籍」と記され、租調については、食貨志の三長制の記事中に租調の法規が挿入されている。租調制が均田制とともに施行されたという説もあるが、松本善海氏（前掲論文）に従い、右

の史料の年次を信じて差支えなとおもわれる。

(4) 通鑑^{六一三} 齊武帝永明三年條は、この食貨志の文をそのまま均田制施行の條においている。均田制と三長制は一體のものであるからそれでも通ずるのである。

(5) 本文に引用した李神傳や食貨志の文は、断片的な事象を支配者の脳裡で綜合した全體像であるから、語句の連關を嚴密に踏襲するのはかえって危険であり、以下には個々の語句のいみずるところをそれぞれ深めて考察していくという方法をとりた

い。
(6) 「立宗主督護」は「宗主・督護を立つ」とも讀める。督護は東晉・南朝に多いが、北魏でも「從景明三年至四年、督護新平・安定二郡事」（八瓊室金石補正^四 皇甫驎墓誌銘）、「兗州城局參〔軍〕・督護高平郡事」（同書^六 吳高黎墓誌銘）等の用例がある。しかしこれはもともと動詞から出た語であり、宗主と督護はいみのうえからいつて並べて用いるのはおかしいから、「宗主を立てて督護す」と讀むのが正しい。

(7) 魏書^四 陸秀傳に、「敵有以爵傳秀之意、秀年九歲、敵謂之曰、汝祖東平王、有十二子、我爲嫡長、承襲家業、今已年老、屬汝幼冲、距堪爲陸氏宗首乎、秀對曰、苟非獨力、何患童稚、敵奇之、遂立秀爲世子」とあり、魏書^四 杜銓傳に、「初密太后父豹、喪在濮陽、世祖欲命迎葬於鄴、謂司徒崔浩曰、天下諸杜、何處望高、浩對、京兆爲美、世祖曰、朕今方改葬外祖、意欲取京兆中長老一人、以爲宗正、命營護凶事」とある。

(8) 魏書八〇 樊子鶴傳に、「後出除散騎常侍本將軍股州刺史、屬歲旱饑、子鶴恐民流亡、乃勸有粟之家、分貸貧者、并遣人牛易力、多種二麥、州内以此獲安」とある。有粟の家が貧者に分貸するということが上述のような宗主の機能として存在したとすれば、さきに共同體の關係をしめすものとした人力・牛力の交換も、具體的には宗主制のもとでおこなわれたのであり、かかる宗主制の秩序の存在こそが、樊子鶴の施策を可能にしたのではないかとおもわれる。

(9) 那波利貞「塙主政」（東亞人文學報二ノ四、一九四三）參照。

(10) 宮川尚志「六朝時代の村について」（一九五〇、『六朝史研究・政治社會篇』所收）、宮崎市定「中國における村制の成立」（東洋史研究一八ノ四、一九六〇）參照。

(11) 增淵龍夫氏は「戰國秦漢時代における集團の『約』について」（一九五五、『中國古代の社會と國家』所收）において魏志田疇傳を詳細に分析し、田疇と父老とのあいだに任俠的心情的結びつきがあることを指摘し、「中國古代國家の構造」（前掲）のなかで、右の論文にもとづいて、共同體的性格を指摘した。これについては氏も引用している、谷川道雄「一東洋史研究者における現實と學問」（『新しい歴史學のために』六八、一九六〇）の批判が影響しているとおもわれる。

(12) 自衛團の長のなかには永嘉の亂時の郭默のごとく、まれには「微賤」の出身のものもある（晉書^三 同傳）。しかし郭默は同郷の河内の豪族陸允の女を妻としており（太平御覽^{六三八}

人事部健所引趙錄)、太守裴整の督將であったことが塙主たらしめたのであり、こうした場合父老らの支持もあったとおもわれる。

(13) この時代のことを記した晉書等にはしばしば「流人」の語が出るが、この語はかならずしも一介の貧民をしめしたものでなく、大規模な豪族の集團をさす場合が多い。とくに同書^六祖逖傳に「流人塙主」「行主」等とある語は、そのような流人集團の指導者をしめす語である。

(14) 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』(前掲)。

(15) 增淵龍夫「中國古代國家の構造」(前掲)はこの點を強調している。

(16) 漢以來州郡縣の屬吏は土着のものから任せられ、地方豪族によって握られていたが、この制度は六朝時代にもうけつがれたのみならず、六朝では州郡縣の長官や將軍府の府佐にもその地方の豪族が任命され、世襲されることもあった。たとえば趙郡の門閥李曾は趙郡太守となり(魏書^三李孝伯傳)、同郡平棘の李系は平棘縣令となり(魏書^六李順傳)、三輔の冠族といわれた韋閔は咸陽・武都の太守を歴任し(魏書^五韋閔傳)、上谷郡の豪族張度は上谷太守となった(魏書^二張度傳)。とくに新附の民や流民集團の場合には豪族の長官任命を圖つた場合が多い(魏書^四寇讚傳、同^九崔鑿傳、同^六韓麒麟傳)。余遜「讀魏書李冲傳論宗主制」(中國科學院歷史語言研究所集刊二〇下、一九四九)に引用された、河東汾陰の大豪族薛辯が東雍

州刺史に任じた例(北史^六薛辯傳)、南燕から投歸した張氏が張幸・張準之・張彝の三代にわたって東青州刺史を世襲した例(魏書^六張彝傳)等は、そうした新附の豪族の場合である。この東青州は新附の故に課役が免ぜられたため蔭附する民が多かったという(魏書^五韓均傳)。以上のような官職の有無にかかわらず、北魏前期の地方政治が、地方の實權を握る豪族との妥協によっておこなわれなければならなかったことは前にふれたとおりである。

(17) 隋書^二食貨志所載東晉の限客法に、「客皆注家籍」とあるのも、この時代豪族の被保護民にたいする支配が、一般に家長制の枠内でおこなわれ、國家の編籍をうけている状況をしめしているのではないかとおもう。

(18) 魏書^三李安世傳に、「初廣平人李波、宗族彊盛、殘掠生民、前刺史薛道黠、親往討之、波率其宗族拒戰、大破黠軍、遂爲遁逃之藪、公私成患、百姓爲之語曰、李波小妹、字雍容、褰裙逐馬如卷蓬、左射右射必疊雙、婦女尚如此、男子那可逢、安世設方略、誘波及諸子姪三十餘人、斬于鄴市、境內肅然」とあり、魏書^四薛胤傳に、「除立忠將軍河北太守、郡帶山河、路多盜賊、有韓・馬兩姓、各二千餘家、恃疆憑險、最爲狡害、劫掠道路、侵暴鄉閭、胤至郡之日、即收其姦魁二十餘人、一時戮之、於是群盜懾氣、郡中清肅」とある。

(19) 韓書^六韓麒麟傳に、「往年校比戶貢、租賦輕少、臣所統齊州、租粟纔可給俸、略無入倉」とあるのも、三長制の施行をさすも

のおもわれる。「租賦輕少」というのは、このとき戸調から新しい租調制へ移ったことをしめすものであろう。

(20) 魏書^七高祐傳には、「乃縣立講學、黨立小學」とあって、

村は記されていない。三長制が一般に教學をも擔當していたことは、魏書^{下七}高祖紀、太和十有一年冬十月甲戌詔に、「可下

諸州黨里之内、推賢而長者、教其里人父慈子孝兄弟順夫和

妻柔、不率長教者、具以名聞」とあるのによつて知られる。

(21) 池田温「均田制—六世紀中葉における均田制をめぐって—」

〔古代史講座八・古代の土地制度—一九六三〕。

(22) 松本善海前掲論文一四一頁は、魏書食貨志等にのせる均田法規を太和九年公布當時のものと推定している。

(23) 拙稿「北朝の均田法規をめぐる諸問題」(前掲)九九頁、一

一四—一五頁。

(24) その點で侯外廬「關於封建主義生産關係の一些普通原理」

(一九五九)、『中國封建社會土地所有制形式問題討論集』所

收、『中國思想通史』第四卷所收「第二・三・四卷序論補」は

同文)のように、中國における土地所有制の品級構造を、封建社

會の普遍的な階層制によつて理解しようとする見解には直ちに

賛成しがたい。

あとがき

秦漢帝國の支配體制を個人身的支配とよぶのは最近の一つの傾向である。この言葉は、周のいわゆる封建制を構

成していた邑共同體が解體して、農民の小家族形態と個別經營が成立し、これを國家が直接掌握するにいたった體制をさすものとして、現在の研究史の段階では一應肯定することができよう。筆者が均田制を、漢帝國崩壞後のあたらしい情勢のなかで、このような個人身的支配を再編成したものと理解していることは、本文の行論中であきらかにしたとおもう。

ただ秦漢帝國の個人身的支配がどのようにして成立してくるかにについては、今日相異なった見解がみられる。一つの見解は、國家の權力によつて開發された新開地に徙民された人民のうえに新しい郡縣が設けられ、支配の理念的な形態がつくられるとするものであり、もう一つの見解は、秦漢帝國の支配が、地方豪族の一般人民におよぼす社會的規制力によつて媒介されるとするものである。⁽²⁾ この二つの見解は、右のかぎりにおいてかならずしも相矛盾するものではないが、秦漢社會の基本的な性格を考える場合には、皇帝權力の上からの貫徹を重くみるか、豪族の自律的秩序を重くみるかで、微妙なずれをみせてくるようにおもわれる。

均田制の成立に際しても、その前提としてある程度強化された國家權力が形成されていなければならないから、そのいみでは、北魏初期の徙民政策とそれにとまなう計口受田制は、初期國家權力の基盤をなしたとおもわれる點で、充分重視されなければならないとおもう。しかしそれは本文で論じたように、北魏初期の特定の條件、鮮卑社會における農業生産力の低さと華北における豪族社會の存在によって規定されていたのであって、のちの均田制にそのままつながらるものではなかつたのである。したがって全國的な州郡民を對象とする均田制の實施を考ふるにあたつては、あらためて豪族社會の動向を分析しなければならなかつたのである。秦漢から均田制の成立を経て隋唐にいたる中國社會の發展を理解することは、こうした豪族社會の變化を考察することなしには不可能のようにおもわれる。

この問題は、中國の學界における「中國封建社會土地所有制形式問題」とよばれる論争とも關係するとおもう。ただし從來の豪族研究は、日本でも中國でも、大土地所有制内部の經營に關心が集中しているのであるが、豪族とその周邊の小農民との關係をもふくめて、全體としてそれらを

規制する共同體のありかたや、それとかんれんして豪族勢力の背後に存在する國家權力の役割等について、もう少し注意がはらわれる必要があるとおもう。この問題については、本稿では均田制の實施に直接かんれんしてのみふれたのであるが、なお全般的な考察が必要であらう。ともかくそこでふれたように、豪族の大土地所有制と共同體とのあいだには一定の矛盾があつて、その展開が國家の直接的な土地規制を必要とする均田制を生みだし、豪族的土地所有制はいわゆる品級地主制をもたらすのである。この品級地主制は封建的階層制の普遍的な形式とはかなり異なるものであり、均田制に基礎をおく專制國家の個別人身的支配の體制に依存するものであることは注意されなければならないとおもう。

註

- (1) 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』(前掲)第五章。増淵龍夫「中國古代國家の構造」(前掲)。
- (2) 中國の學者によつては共同體の存在が指摘されないではないが、そこでは共同體はふつう前時代の遺制としてとらえられており、當該社會のなかではたす積極的な役割は評價されていない。

(一九六四・一一・二三)